

鎌倉市名越中継施設整備業務委託
要求水準書に関する質問への回答

令和6年(2024年)8月20日

鎌 倉 市

No	頁	章	節	項 目	質 問	回 答
1	2	1	1	6(6)	「通常災害時」と記載がありますが、具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。	鎌倉市災害廃棄物処理計画(平成 30 年 3 月策定)において、通常災害は「非常災害※よりも被害規模の小さな災害で、通常の処理体制の範囲内で対処できる災害」としています。 ※同処理計画において、「廃棄物処理法の定義で、災害による被害が予防又は防止し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害」としています。
2	2	1	1	6(10)	「作業時間は、原則午前 8 時から午後 5 時 30 分までとする」とありますが、工事車両の搬入や作業員の入場は対象外と考えてよろしいでしょうか。	工事車両の搬入や作業員の入場は作業時間の前後 1 時間程度以内を想定していますが、具体的な事項は周辺自治町内会との協議の上、決定することとなります。
3	3	1	1	7(2)	添付書類「2 動線計画(修正案)」でご提示されている事項は参考とし、事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。動線計画で遵守すべき事項があればご教示ください(県道からの進入路等)。	関係機関等との協議を踏まえ、搬入搬出車両は県道から入場し、西側市道途中(整備計画地北側民地手前まで)にて一度場内に引き込み、県道から退場することとします。
4	3	1	1	7(3)ア	「新設柱を設置の上引込み」とありますが、一方で添付資料「1 基本計画 第 2 章 1(5)」には既設第一柱と記載があります。既設第一柱の使用については事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	添付資料 3 取合点位置図のとおり、既設 1 号柱を使用する場合、東電柱開閉器が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に存するため、安定的かつ適切なごみ処理の継続を目的に、新設柱を設置し引き込みを行うことを想定しています。 既設 1 号柱を使用してもがけ崩れ等のリスクがない旨の説明が可能であれば事業者の提案によるものとします。

5	3	1	1	7(3)オ	雨水の最終枡の位置および既存の雨水排水ルートをご教示ください。	別添「参考資料1及び2」のとおりです。
6	4	1	2	1(2)イ	「破碎ごみ：0.07t/m ³ 」とありますが、「火災ごみ」「海岸漂着ごみ」それぞれの想定単位体積重量と具体的な搬入物の品目および寸法をご教示ください。	海岸漂着ごみ及び火災ごみの想定する搬入物は次のとおりです。 海岸漂着ごみ：流木、木くず、ブイ等 火災ごみ：家具、畳、布団、木材等 なお、寸法については、現状、長さ1.5m以内、太さ30cm以内と指定しています。
7	4	1	2	2(1)イ	7時～7時30分は搬入車両があるとの認識でよろしいでしょうか。また、工事車両も同様の制限を受けますでしょうか。	施設稼働後、午前7時から午前7時30分の間、許可事業者（事業系一般廃棄物）の搬入を想定しています。委託事業者（家庭系一般廃棄物）は午前8時35分から午後4時までの搬入を想定しています。 なお、工事車両については「鎌倉市名越中継施設整備業務委託 要求水準書に関する質問への回答」No.2のとおりです。
8	6	1	2	4	生活環境影響調査等について、実施済みであれば報告書等の調査結果資料をご教示ください。	現況調査結果は、別添「参考資料3」のとおりです。
9	7	1	2	4(5)	「雨水は、可能な限り敷地内への浸透を基本とし」とありますが、一方で「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」においては「がけ地等雨水を浸透させることが適当でない箇所においては、雨水浸透型の設置は行わないものとする」との記載があります。 雨水については事業者提案により「敷地内への浸透」もしくは「側溝等により集水し、既存最終枡より公共施設へ放流」としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。 処理方法については、関係法規を遵守した上で事業者の提案によるものとします。

10	18	1	9	1(1)カ(エ)	「搬出設備（コンテナ）場内保管方法」とありますが、搬出車両およびコンテナの必要台数に対して、場内に設置可能な置き場が不足した場合、置き場または駐車場は別途ご準備いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	当施設内で確保しきれない場合は、別途予定している運搬業務委託にて準備するものとします。 ただし、予備コンテナは、原則当施設内で全て保管することとします。
11	35	2	3	2(1)カ(ウ)	「必要台数については、添付資料「9 搬出設備及び搬出車両算出参考資料」を参考に算出すること」とありますが、令和 16 年度末頃の逗子市既存焼却施設閉鎖後については、計算対象に含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	35	2	3	2(2)	「また、搬出先である逗子市の既存焼却施設に対応する車両規格とする。」とありますが、逗子市既存焼却施設の図面および現場確認の機会をいただけますでしょうか。	逗子市既存焼却施設の現場確認は可能です。現場確認の希望及び日程調整につきましては別途事務局から連絡します。
13	35	2	3	2(2)カ(ア)	「搬出先において搬入可能な規格であること」とありますが、搬入可能な車両寸法をご教示ください。	想定される車両規格が不明のため、確認が困難です。 実施要領 2(4)ウ(エ)bに記載の民間処理施設等に確認願います。
14	36	2	4	1(6)ウ	処理物排出用扉は不要であれば設置せずとも良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	44	2	8	4	「破碎処理を含む」とありますが、非常時においては、破碎作業を作業用重機によって代用し、積替設備に問題無く投入できる場合は、非常用電源設備の対象外としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
16	45	2	8	6(1)	無停電電源装置のうち、直流電源装置について、非常用電源設備で機能を賄える場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	直流電源装置は、法定電気設備点検等で、意図して停電させた場合に、受変電設備が操作できれば不要です。

17	51	3	1	1(1)	土砂災害特別警戒区域の対策工事について、想定工事期間をご教示ください。 また、解体工事作業については、レッドゾーン対策工事（別途工事）と同時期に発生しても、両工事とも並行して施工可能と考えてよろしいでしょうか。 また、レッドゾーンの対策工事完了後は、事業敷地は鎌倉市建築基準条例の適用から外れると考えてよろしいでしょうか。	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)対策工は、令和6年度に実施設計及び関連調査を行い、令和7年度から令和8年度前半にかけて対策工事を実施したいと考えています。解体工事作業は併行して実施可能と想定していますが、事業者はレッドゾーン工事事業者と協調を図り、全体工期への影響を抑えるよう調整願います。 なお、当該対策工事により土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が解除された場合でも、市建築基準条例は適用されます。
18	51	3	1	1(1)ウ	駐車場とありますが、台数については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
19	51	3	1	1(2)ウ	現場事務所については、事業敷地外に設置場所があると考えてよろしいでしょうか。また、想定される場所についてご教示ください。	整備計画地に隣接する市有地(別添「参考資料4」オレンジ太線枠内)での現場事務所設置は可能です。 ただし、当該地は土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されているため、事務所設置に当たっては関連法令等を遵守してください。 また、令和7年度に同敷地内(市道側)において防火水槽の設置工事を行う予定ですので、現場事務所を設置する場合には防火水槽工事事業者と協調を図り、全体工期への影響を抑えるよう調整願います。
20	52	3	1	2(2)	一般車両とありますが、4頁で提示されている搬入車両以外に、来場車両(見学者含む)はありますでしょうか。想定される場合、具体的に台数をご教示ください。	来場車両としては、市、市業務委託事業者、市民持込(特例)等の車両が想定されます。 当該施設において施設見学を実施する予定はありません。 また、市民持込は計量が不要となる制度設計となっており、搬入台数も最大10台/日程度と見込んでいます。
21	53	3	2	1(1)ウ	「名越隧道出口からの視界確保を考慮した配置計画とする」とありますが、現在の管理棟のことを指し示していると考えてよろしいでしょうか。	搬出入車両の増加に伴う周辺道路環境の安全面の確保のため、名越隧道出口からの視認性を確保した施設配置としてください。

22	53	3	2	1(2)ア(ア)	斜路について規定されていますが、既存の斜路については対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	53	3	2		市民や小学生の社会見学等は無いのと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
24	54	3	2	1(2)ア(ア)d	「計量法に基づく、神奈川県計量検定所の専用車両」とありますが、この専用車両の寸法についてご教示ください。	当該車両の仕様は次のとおりです。 全長 8,890 mm、全幅 2,490 mm、全高 3,080 mm、 車両重量 19,760 kg、積載分銅 10,000 kg、 クレーン定格荷重 2,930 kg 20t 以上のトラックスケール検査では、台板の両脇にガイド・H 鋼等の障害物がない場合は、アウトリガーを台板外側に設置し検査し、アウトリガーを設置できない場合は、台板のそばに車両を寄せて車載クレーンで分銅を載せて検査すると聞いています。
25	54	3	2	1(2)ア(ウ)	建物内のトイレにおける「清掃用具及び用具入れ」は男女兼用の 1 か所としてもよろしいでしょうか。	可とします。
26	54	3	2	1(2)ア(ウ)	建物外のトイレについては、建物外から直接アクセスできれば、建物内部に設置してもよろしいでしょうか。	可とします。
27	56	3	2	2(4)エ(ウ)	敷地境界での公害防止基準値を満足出来るのであれば、プラットホームに開閉式窓を設置しても良いでしょうか	可とします。
28	60	3	4	1(4)	「受注者の経費負担で残土を処分すること」とありますが、一方で添付資料「5 地質調査業務報告書」には煉瓦片や陶器片が混入するとあります。これら残土として処分出来ないガラ類については、別途清算と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、残土は受注者の経費負担で処分となりますが、廃棄物については別途清算とします。

29	60	3	4	1(7)	「歴史的埋蔵文化財が発見された場合」とありますが、文化財の調査自体はあるものと考えてよろしいでしょうか。また、調査がある場合には想定される調査期間と調査時期についてご教示ください。	設計図書を踏まえ、関係課と協議の上、必要に応じて調査を実施する必要があるものと思慮します。 なお、当該調査による工期の遅れについては、市と協議の上、やむを得ないと判断した場合には違約金等の対象除外とします。
30	61	3	4	3(3)ウ	「右折入庫時の車両滞留対策として、収集車両・中継車両入口(県道側)を平坦になるよう施工すること」とありますが、施工箇所など具体的な内容をご教示ください。	県道から場内に進入する際、高低差により既存搬出車両がスムーズに進入できないケースが見受けられるため、周辺道路に影響が生じないように、要求水準書に記載のとおり、車両入口(県道側)を平坦になるよう施工願います。
31	63	3	5		解体工事車両の動線確保のため、県道の歩道縁石を一部切下げる必要があります。この工事については問題無く実施出来ると考えてよろしいでしょうか。現況においては解体工事車両の進入路がなく、本対応が困難となると解体工事そのものが不可能となります。	解体工事詳細及び車両動線等を踏まえ、神奈川県藤沢土木事務所と協議の上、許可を受ける必要があります。
32	67	3	5	2(3)ア	「本解体工事は、現存するごみ焼却施設を撤去するものであり、その対象となる工事範囲は以下を想定している。」とありますが、付帯設備も含めて図面上で範囲をご指示ください。	工事範囲については、関連資料の追加閲覧が可能です。 必要に応じて事務局にお問い合わせ願います。
33	70	3	5	3(2)イ(ア)	「敷地外周辺地の用地借用に係る経費は受注者の負担とする。」とありますが、具体的にどちらの場所を指し示しているかご教示ください。	市が具体的に準備している民有地はありません。 必要に応じて事業者にて準備してください。
34	72	3	5	4(2)オ(オ)	「集じん装置フィルタ：プレフィルタ、HEPAフィルタ、チャコールフィルタの三層構造」とありますが、同等の性能を発揮できるフィルタであれば、そちらを使用してもよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、同等の性能を発揮できることが確認できる資料を提出願います。

35	77	3	6		土壌汚染対策工事は、現時点で見積に必要な情報をご提示いただけておりませんので、内容確定後に別途清算すると考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染関連調査の実施については、「鎌倉市名越中継施設整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問への回答」No.2のとおりです。 土壌汚染状況が判明した場合には、適切な対策工を整理し、名越中継施設整備業務受注者との協議を行うことを想定しています。 本業務受注者が土壌汚染対策工を実施すべきと判断した場合には契約変更により実施、市が別途実施すべきと判断した場合には、本業務への影響等を踏まえ、受注者と協議の上、必要な対応を行うことを想定しています。
----	----	---	---	--	--	--